

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第17号

答申番号：令和3年度答申第14号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、令和3年4月分及び5月分の保護費に過支給が生じたとされたこと、これらを理由として同年6月分の保護費は1万1,565円しか支給されなかったことは、いずれも「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）を満たしていないことから、原処分1（同年4月分保護費に係る生活保護変更処分）、原処分2（同年5月分保護費に係る生活保護変更処分）及び原処分3（同年6月分保護費に係る生活保護変更処分。以下これらを「各原処分」という。）は違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

令和3年4月分及び5月分の請求人世帯の保護費に過支給額が発生している原因は、請求人の収入申告に基づくものである。各原処分は、いずれも生活保護法（以下「法」という。）及び保護基準に基づいて適法かつ適正に行われており、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 各原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定方法は、保護基準により定められており、収入の認定については保護の処理基準により定められているところ、原処分1及び原処分2は、事後に収入認定を変更すべき事由に基づき変更決定を行った返納額を次回支給月以後の収入充当額として計上したものであること、原処分3は、保護基準等に基づき適正に算定された最低生活費の額から適正な収入認定により算定された収入充当額を差し引いた額を、令和3年6月分の請求人世帯の保護費とするものであることから、各原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和3年8月10日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月16日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第8条第1項）、保護に係る厚生労働大臣が定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。これにより、厚生労働大臣は保護基準を定めており、請求人の世帯の居住地に係る級地は、「3級地-1」と区分されている。

また、保護費の変更の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。こうした基準によれば、収入の認定は月額によることとされ、収入認定を変更すべき事由が事後に明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

そこで本件をみると、原処分1及び原処分2は、令和3年4月及び5月の請求人の母（以下「母」という。）の勤労収入を事後に変更し、これらの月に生じた保護費の返納額を次回支給月以後の収入充当額として計上したものであり、当該収入充当額の算定は適正であると認められる。次に、原処分3は、保護基準及び保護の処理基準に基づき適正に算定された最低生活費「32万7,425円」から適正な収入認定による収入充当額「31万5,860円」（次の①から⑤までの合計額（①母の老齢基礎年金及び老齢厚生年金の月額「7万4,664円」から介護保険料の特別徴収額の月額「6,350円」を差し引いた「6万8,314円」、②請求人の児童手当の月額「6万5,000円」、③母の就労収入の見込額「15万5,000円」から必要経費「1万6,000円」及び基礎控除「2万9,200円」を差し引いた「10万9,800円」、④同年4月分の保護費過支給額「5万815円」、⑤同年5月分の保護費過支給額のうち同年6月分に収入充当された「2万1,931円」）を差し引いた額である「1万1,565円」を同年6月分の請求人の世帯の保護費としていることが認められる。よって、各原処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、同年4月分及び5月分の保護費に過支給が生じたとして同年6月分の保護費を「1万1,565円」としたことは保護基準を満たしておらず、違法又は不当と主張していると解される。しかし、請求人は同年4月分及び5

月分の保護費の過支給額を処分庁に返納しなければならないところ、処分庁が当該返納額を次回支給月以後の収入充当額として計上することは差し支えないとされているから、これにより算定された保護費が保護基準を満たしていないとはいえない。よって、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子